# 令和5年度 札幌市本庁舎廊下等床材 保守管理業務仕様書(単価契約)

# 札幌市本庁舎廊下等床材保守管理業務仕様書(単価契約)

本業務は本庁舎の廊下及び執務室の一部において、欠損・剥離した床ビニルタイル(非飛散性アスベスト建材)の張替え及び廃棄物処理を行う業務委託である。

実施に当たっては下記による他、関係法令を遵守し、必要に応じて委託者の指示によることとする。

記

1 業務場所

札幌市本庁舎(昭和46年11月しゅん功)

住所:札幌市中央区北1条西2丁目

2 対象

本庁舎地下2階から地上19階までの廊下及び執務室等の床ビニルタイル

3 業務内容

委託者より指示のあった箇所について、床ビニルタイル(303mm角、厚3mm)の 張り替えを行い、撤去した床材について収集運搬・処分を行う。

4 履行期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

### 5 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書		
(氏名等及び雇用を確認できる書類)	1	契約後すみやかに
(業務実施に必要な資格を確認をすることができる書類)		
作業計画書	1	作業実施前
産業廃棄物委託契約書(写)	1	作業実施前
作業報告書、完了届 (マニフェスト(写)、作業箇所図、張替枚数表等)	1	作業完了後すみやかに

#### 6 作業条件

(1)作業実施においては、職員及び関係者、施設利用者に支障が無いよう、十分に 配慮して行うこと。

なお、作業日程は事前に担当者との打合せで決定すること。

(2)業務遂行を指揮監督するため監督者を定め、また監督者が不在又は事故のあるときの補助者として、監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を提出すること。

なお、監督者、監督代行者を変更するときは、すみやかに委託者にその氏名等を 通知すること。

- (3) 張り替え作業は原則として閉庁日(土・日・祝日)に行うこと。 なお、詳細については担当者との打合せにより決定すること。
- (4)関係する法令等(大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等)をよく理解し、遵守して作業を行うこと。
- (5) 床材撤去に際しては飛散防止のための湿潤化を施し、極力建材を破損しないようにすること。
- (6)作業に必要な保護具や標識等は受託者で用意すること。
- (7)新規張り替えの床材は本市の支給品を使用すること。ただし、接着剤は受託者で用意すること。
- (8)撤去した床材については受託者で準備した専用袋に詰め、施設内の指定場所に 一時集積すること。なお、保管に際しては廃棄物処理法に定められた保管基準を選 すること。
- (9)集積した撤去材は、委託者と日程調整の上で搬出及び処分を行うこと。 なお、処分等に際しては関係法令を遵守し、処理委託契約書やマニフェスト写し 等、適切に処理を実施したことが分かる書類を委託者に提出する事。
- (10)本業務での張替予定枚数は、過去3年間の張り替え実績より<mark>約2,700</mark>枚/年と 想定している。ただし、床材の劣化状況により実際の張替枚数は増減が予想され ることから、必ずしもこの予定枚数分の張替を保証するものではない。

# 7 必要な資格等

本業務にあたり、下記の資格等を有した作業員を適正に配置すること。

- (1) 石綿作業主任者の技能講習修了者(作業主任者に選任する者)
- (2) 石綿作業の特別教育受講者(実際に作業に従事する者)

# 8 特記事項

- (1)施設や付属設備をき損・汚損しないよう、必要に応じて養生を行うこと。
- (2)業務の遂行に当たって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責任をもって処理すること。なお、その際は事故報告書を提出すること。
- (3) 本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務で使用する接着剤はホルムアルデヒド放散量等級F☆☆☆☆を満たし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンを含まないか、できるだけ発散量が少ないものに限る。

なお、使用する材料のSDSを事前に本市担当者に提出し、確認を受けること。

- (5) 本業務の履行においては、「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「札幌市 グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、 グリーン購入の推進に努めること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項は、担当者との協議により決定することとする。